

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 2 4 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 29 年 8 月 25 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

市民福祉部福祉課

第 2 監査の期間

平成 29 年 7 月 6 日～ 7 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

- ① 公印の管理状況
- ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- ③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度及び平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 補助金について

各種団体に対する補助金については、それぞれの補助金交付要綱に基づいて交付事務の執行がなされているが、経費のうち補助金の対象外とすることが規定されているものがある中で、対象経費と対象外経費の区分が不明瞭な事案が散見された。対象経費の適正な把握に努められたい。

2. ワンコインまごころサービス事業について

利用者は平成27年度679人、平成28年度1,452人となり、倍増している。実施要領では、事業の利用については利用限度回数が設けられており、ホームヘルパー等の他の事業のサービスを利用しているか否かで決められることとなっているが、現状ではホームヘルパー利用の確認はなされていない。

このことは、特定の人の利用を制限することで他の利用者への利用機会を増やすことを意図していると思われるが、運用については、適正に実施し利用者の理解を得る必要がある。

3. 財産登記について

大島高齢者生活福祉センターの敷地の一部に未登記がある。売買による土地取得であり、登記の必要がある。

また、施設の財産台帳（土地）に記載漏れが散見されたので整理を要する。

【意見】

1. 生活保護法第 63 条及び第 78 条に基づく本人返還金について

これらの返還金については、当事者及び死亡者については債務承継者が納付をしているところであるが、一人の高額債務者(未納金 1,653,260 円)については、債務相続協議中とのことであった。債務継承が確認出来次第、返還請求に努めること。

2. 高齢者自立支援事業について

介護予防教室は、介護予防運動の普及、民生委員などの講話、介護予防運動の指導者の育成が行われ、よかよか体操の普及など効果が表れている。

- (1) 高齢者総合相談事業の成果として、相談者の受付簿を事業の報告書として取り扱っているが、その事業内容は受託した各施設に任せており、介護保険制度の説明などが多くを占めていると思われる。事業の内容の検証を行いさらに充実した相談業務となるよう望まれる。
- (2) 生活支援コーディネーターの設置後 1 年経過したところだが、地域ケア個別会議への関わりなどの成果も見られるが、業務内容について地域への浸透が見えにくい。地域の多様なサービス提供者との連携を積極的に進めるなど幅広い活動が求められる。

3. 高齢者見守りネットワーク事業について

平成 24 年度から始まった本事業は、在宅の一人暮らしの高齢者を見守り、地域からの孤立を防ぎ必要な援助を行なうとしているが、平成 28 年度における見守りサポーターは 15 人で、条件に合う対象者 152 人のうち 17 人が見守り該当者となっている。一人暮らし高齢者が増加している現状を考えると本事業の進捗は低調であると思われる。

一方、高齢者見守りネットワーク協力事業所の登録がなされているが、協力事業所からの報告などが見当たらない。事業所との情報交換をさらに充実し連携を深めることが求められる。

4. 職員の時間外勤務について

時間外勤務命令簿と出退勤表で確認したところ、約 1/2 の職員が時間外にも在庁

しているのが見受けられた。平成 28 年 4 月には、約 80 時間在庁している職員も見られた。このようなことから管理職職員にあっては管理下職員の執務状況を十分把握し、職員が不公平感を感じることがないように、また健康管理の面からも可能な限り業務の平準化を図る必要があると思われる。

第 6 むすび

福祉課の業務は、介護保険、高齢者支援、生活保護、障害福祉、子育て支援、社会福祉法人指導監査など多岐に及び、市民生活に大きく関わる業務を占めている。

特に、少子高齢社会において受益者ニーズの多様化が進み、的確性、迅速性、専門性が求められている。現在福祉課では専門職として、本庁舎内においても保健師、主任介護支援専門員、社会福祉主事、医療扶助相談員、就労支援員、相談支援員、精神保健福祉士、障害区分認定調査員、家庭相談員、母子父子自立支援員、介護支援専門員、認知症支援推進員、生活支援コーディネーター、介護保険調査員がそれぞれの業務を担っている。うち職員が行なっている職種は保健師と社会福祉主事（ケースワーカー）であり、その他の職種は派遣及び非常勤職員が担っている。包括支援センターの業務に従事する職員のうち、社会福祉士は不在でこれに準ずる者として職員が対応している。

このように細分化した福祉制度においては専門職の配置が求められており、基幹をなす業務組織の専門職については有資格者を配置することで、受益者からの信頼が深まっていくものと考えられる。また、資格取得に意欲ある職員への支援も検討されたい。

成年後見制度の活用については、市長申し立てによる事例は平成 28 年度に 1 件とまだ少ない状況であるが、社会福祉協議会が行なう日常生活自立支援事業や成年後見制度の受託状況から推測するに利用者が増えてくると見込まれる。

介護保険制度においては、年次毎に制度改革が行なわれており、地域支援事業の拡大や地域の多様な主体を活用する高齢者支援など、住民主体のサービス利用の拡充が求められているが、住民への丁寧な説明と利用者の十分な理解が得られるよう努められたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。